

「(仮称)宇治市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(初案)」について

この度、(仮称)太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(初案)を作成いたしましたので、報告いたします。

1. 条例(初案)

(1) 目的

太陽光発電設備の適正な設置に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生の防止並びに良好な自然環境、景観の保全及び地域との調和を図り、市民の生活環境の保全に寄与することを目的とします。

(2) 責務

市と事業者の責務を定めます。

市の責務

条例の目的を達成するため、条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じるものとします。

事業者の責務

事業を行うにあたり、関係法令を遵守するとともに、災害の発生の防止並びに自然環境等の保全のために必要な措置を講じ、設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持する必要があります。

(3) 禁止区域

以下の区域では、太陽光発電設備を設置することができません。ただし、建築物の屋根等に設置するものや、道路に付属する設備等と一体となっているものであって、国又は地方公共団体が設置するものは除きます。

- ・自然公園法に規定する国定公園の区域
- ・都市計画法に規定する風致地区の区域
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域
- ・地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域

- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- ・文化財保護法に基づき指定された史跡及び名勝の区域
- ・文化財保護法に基づき選定された重要文化的景観の区域
- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律に規定する近郊緑地保全区域かつ都市計画法に規定する市街化調整区域のうち、都市計画法に規定する市街化区域と接する区域から 25m 以内の区域

(4) 抑制区域と条例対象の規模

- ・禁止区域以外の市域を抑制区域とし、次の規模以上の太陽光発電設備の設置には市長の許可が必要となります。ただし、建築物の屋根等に設置するものは除きます。
- ・計画発電量が 50kw 以上若しくは事業区域の面積が 500㎡以上、又は支柱型施設の設置

(5) 事業の許可

事前協議

事業者は、許可申請前に市長と事前協議を行うことを義務付けます。

許可申請

- ・事業者は、許可申請書に事業計画書などの書類を添えて、市長に提出する必要があります。
- ・許可申請は、事前協議が終了した日から 1 年を経過した日までに行う必要があります。

説明会の開催

事業者は、許可申請前の周辺住民等に対する説明会の開催と結果を市長に報告することを義務付けます。

許可の基準

- ・事業者は事業を実施するために必要な資力や信用があることや、事業計画が防災や景観・生活環境の保全の観点から定める基準に適合していることなどの許可基準を設け、市長は許可に際し、必要な条件を付することができることとします。
- ・許可を受けた事業の計画変更の際には、市長による変更許可を受けなければなりません。

(6) 報告及び立ち入り調査

市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告を求め、立ち入り調査を行うことができます。

(7) 事業の廃止・終了時の措置

事業の廃止に際し、市長への廃止届の提出と事業計画に沿った廃止の措置を事業者に求めます。また、事業者は、事業終了後の設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律などに基づき、放置することなく、速やかに撤去し、事業者の責任において適正な処分を行う必要があります。

(8) 指導、助言及び勧告、命令

- ・市長は、災害の発生の防止又は自然環境等の保全を図るため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な指導及び助言を行うことができます。
- ・また、禁止区域内で事業を行った場合や、必要な許可や変更許可を受けずに事業を行った場合、事業の定期報告を怠った場合などは、市長は事業者に対して勧告を行うことができます。
- ・条例の規定に違反した場合は、違反行為の停止を命じ、又は相当の期間を定めて、災害の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を講ずることを命じることができます。

(9) 公表

市長は、命令を受けた事業者が命令に従わなかったときは、事業者名などを公表することができます。

(10) 適用

この条例の規定は、条例施行日以後に工事着手する事業について適用します。ただし、この条例の施行時に現に設置し又は設置工事に着手している太陽光発電設備の増設又は更新については、許可が必要な事業規模の場合については、変更許可が必要となります。

2 . パブリックコメントの実施について

条例(初案)について、広く皆様のご意見を伺うため、以下のとおりパブリックコメントを実施します。

(1) 募集期間

令和4年11月22日(火)から令和4年12月21日(水)まで

(2) 意見の提出方法

歴史まちづくり推進課への持参又は郵送及びファクシミリ、電子メール、市内公共施設に設置している「市民の声投書箱」への投函により提出

パブリックコメント

「(仮称)宇治市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(初案)」への意見募集について

～ 皆様のご意見をお寄せください ～

太陽光発電設備の適正な設置に関して必要な事項を定めることにより、防災、景観・生活環境を保全するため事業計画をコントロールし、地球温暖化対策の基本方針である再生可能エネルギーの利用促進とのバランスを図ることで、市民の生活環境の保全に寄与することを目的として、条例の制定に取り組んでいます。

この度「(仮称)宇治市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(初案)」につきまして、皆様からのご意見を募集します。

宇治市歴史まちづくり推進課

ご意見の募集

第1 意見を提出できる方

- (1) 本市の在住、在勤、在学者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 本市に対して納税義務を有する個人及び法人
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本条例初案に利害関係を有するもの

第2 提出の方法

書面に氏名、住所、ご意見をご記入のうえ、下記の提出先のいずれかへ提出してください。その際の書面につきましては、別紙の意見記入用紙以外の用紙に記入していただいても結構です。

第3 提出先

- (1) 持 参 : 歴史まちづくり推進課(市役所6階)
- (2) 郵 便 : 〒611-8501(住所省略可) 宇治市歴史まちづくり推進課 宛
- (3) ファクシミリ : 0774-21-0400
- (4) 電子メール : rekimachi@city.uji.kyoto.jp
- (5) 市内公共施設に設置している「市民の声投書箱」

第4 募集期間

令和4年11月22日(火)から令和4年12月21日(水)まで

第5 お問い合わせ先

この条例初案についてのお問い合わせは、歴史まちづくり推進課までお願いします。

また、パブリックコメントのご案内及び「(仮称)宇治市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(初案)」は、宇治市ホームページにも掲載しております。

電話番号 : 0774-20-8918 (歴史まちづくり推進課直通)

ホームページ : <https://www.city.uji.kyoto.jp/> (宇治市トップページ)

宇治市トップページ 市政 情報公開 パブリックコメント

提出されたご意見、住所、氏名等については本市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。意見募集結果の公表に際して、ご意見以外に記載された内容(住所・氏名等)については公表いたしません。また、お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

お寄せいただきましたご意見の取りまとめの結果及びご意見に対する回答につきましては、後日宇治市ホームページに公表予定です。

「(仮称)宇治市太陽光発電設備の適正な設置に
 関する条例(初案)」に対する意見記入用紙

住所(必須) (法人等は所在地)	〒 -		
ふりがな			
氏名(必須) (法人等は名称及び代表者 氏名)			
該当するものに (必須)	在住、在勤、在学		市内に事務所を有する法人・個人 等
	納税義務者		その他利害関係を有するもの

意見 記入 欄	
---------------	--

- 必須項目については、必ず記入してください。また、ご意見の内容を確認させていただく場合があります。
- 意見記入欄が足りないときは、別紙を添付してください。
- 提出されたご意見、住所、氏名等については本市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。
- 意見募集結果の公表に際して、ご意見以外に記載された内容(住所・氏名等)については公表いたしません。

提出先

持参: 歴史まちづくり推進課(宇治市役所6階)まで
 郵便: 〒611-8501(住所省略可)宇治市歴史まちづくり推進課 宛
 FAX: 0774-21-0400
 E-Mail: rekimachi@city.uji.kyoto.jp

パブリックコメント

「(仮称)宇治市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(初案)」への意見募集について

1. 条例制定の経緯と目的

再生可能エネルギーの固定買取制度(FIT 制度)が開始された以降、太陽光発電設備の設置が全国的にも急増してきましたが、設置により、土砂の流出や、景観への影響、生活環境への影響などの問題も生じています。

一方で、宇治市では、第 6 次総合計画において「脱炭素社会へのチャレンジ」を掲げており、その実現には再生可能エネルギーの導入、とりわけ太陽光発電の推進が不可欠です。

こうした状況の中、防災と景観・生活環境の保全を図りながら、地球温暖化対策の基本方針であります再生可能エネルギーの利用促進を図るため、本条例の制定を行うものです。

この度、(仮称)宇治市太陽光発電設備の適切な設置に関する条例制定に向け、条例初案を作成しましたので、皆様のご意見をお寄せください。

2. 条例(初案)

1. 目的

太陽光発電設備の適正な設置に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生の防止並びに良好な自然環境、景観の保全及び地域との調和を図り、市民の生活環境の保全に寄与することを目的とします。

2. 責務

市と事業者の責務を定めます。

(1)市の責務

条例の目的を達成するため、条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じるものとします。

(2)事業者の責務

事業を行うにあたり、関係法令を遵守するとともに、災害の発生の防止並びに自然環境等の保全のために必要な措置を講じ、設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持する必要があります。

3. 禁止区域

以下の区域では、太陽光発電設備を設置することができません。ただし、建築物の屋根等に設置するものや、道路に付属する設備等と一体となっているものであって、国又は地方公共団体が設置するものは除きます。

- ・自然公園法に規定する国定公園の区域
- ・都市計画法に規定する風致地区の区域
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域
- ・地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- ・文化財保護法に基づき指定された史跡及び名勝の区域
- ・文化財保護法に基づき選定された重要文化的景観の区域
- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律に規定する近郊緑地保全区域かつ都市計画法に規定する市街化調整区域のうち、都市計画法に規定する市街化区域と接する区域から25m以内の区域

4. 抑制区域と条例対象の規模

- ・禁止区域以外の市域を抑制区域とし、次の規模以上の太陽光発電設備の設置には市長の許可が必要となります。ただし、建築物の屋根等に設置するものは除きます。
- ・計画発電量が50kw以上若しくは事業区域の面積が500㎡以上、又は支柱型施設の設置

5. 事業の許可

(1) 事前協議

事業者は、許可申請前に市長と事前協議を行うことを義務付けます。

(2) 許可申請

- ・事業者は、許可申請書に事業計画書などの書類を添えて、市長に提出する必要があります。
- ・許可申請は、事前協議が終了した日から1年を経過した日までに行う必要があります。

(3) 説明会の開催

事業者は、許可申請前の周辺住民等に対する説明会の開催と結果を市長に報告することを義務付けます。

(4) 許可の基準

- ・事業者は事業を実施するために必要な資力や信用があることや、事業計画が防災や景観・生活環境の保全の観点から定める基準に適合していることなどの許可基準を設け、市長は許可に際し、必要な条件を付することができることとします。
- ・許可を受けた事業の計画変更の際には、市長による変更許可を受けなければなりません。

6. 報告及び立ち入り調査

市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告を求め、立ち入り調査を行うことができます。

7. 事業の廃止・終了時の措置

事業の廃止に際し、市長への廃止届の提出と事業計画に沿った廃止の措置を事業者に求めます。また、事業者は、事業終了後の設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律などに基づき、放置することなく、速やかに撤去し、事業者の責任において適正な処分を行う必要があります。

8. 指導、助言及び勧告、命令

- ・市長は、災害の発生の防止又は自然環境等の保全を図るため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な指導及び助言を行うことができます。
- ・また、禁止区域内で事業を行った場合や、必要な許可や変更許可を受けずに事業を行った場合、事業の定期報告を怠った場合などは、市長は事業者に対して勧告を行うことができます。
- ・条例の規定に違反した場合は、違反行為の停止を命じ、又は相当の期間を定めて、災害の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を講ずることを命じることができます。

9. 公表

市長は、命令を受けた事業者が命令に従わなかったときは、事業者名などを公表することができます。

10. 適用

この条例の規定は、条例施行日以後に工事着手する事業について適用します。ただし、この条例の施行時に現に設置し又は設置工事に着手している太陽光発電設備の増設又は更新については、許可が必要な事業規模の場合については、変更許可が必要となります。